

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税 務 課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件)

(水産林政総務課)

一

○道路の区域変更

(道 路 課)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(水産業振興課)

二

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

四

告 示

○宮城県告示第五百三十六号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和五年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
伊藤忠エネクスホールディングス株式会社	代表取締役 米澤 公明	仙台市宮城野区榴岡三丁目四番一号	令和五年六月三十日

○宮城県告示第五百三十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百九十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定)に基く宮城県漁業協会の設置した同組合の松島支所の地区のうち磯崎の区域	令和五年七月二十一日	宮城県松島町磯崎字磯崎六十二阿部 行雄 宮城県松島町磯崎字磯崎百二十二赤間 庄三	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年(昭和三十九年)政令第二百九十三号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	十五人

○宮城県告示第五百三十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第二百加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定)に基く宮城県漁業協会の設置した同組合の塩釜地区支所のうち寒風沢の区域	令和五年七月二十一日	塩釜市浦戸寒風沢字湊七十九長南 正義 塩釜市浦戸野々島字家川畑 俊夫	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年(昭和三十九年)政令第二百九十三号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	四人

○宮城県告示第五百三十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年八月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町歌津字馬場一七番二地先から 同郡同町歌津字馬場一五七番二地先まで	前	五・七	一〇・九	六〇〇・〇
	後	一〇・四	一八・八	六〇〇・〇

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 令和五年度宮城県漁業取締船「うみたか」中間検査工事及び一般整備工事
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から令和五年十一月十日日まで
 - 4 履行場所 東北運輸局管内の造船所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五)へ令和五年八月二十四日(木)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部水産業振興課漁業調整班(電話〇二二一二一一二九三二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和五年八月十七日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年八月十五(火)日午後五時までに2あて申し出ること。

4 現場説明会

令和五年八月十八日(金)午後一時 石巻工業港 漁業取締船「うみたか」

5 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月二十四日(木)から令和五年九月四日(月)までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年九月四日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムにより入札する場合

入札期間 令和五年九月七日(木)午前九時から令和五年九月十九日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 郵送の場合は、令和五年九月十九日(火)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日の中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があつても受理しない。

ロ 持参の場合は、7の開札の日時まで開札場所に提出すること。

7 開札の日時及び場所

令和五年九月二十日(水)午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十二階水産林政部会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る現場説明会に参加していない者

六 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると思われるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の工事請負額の総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札執行の方法 一般競争入札

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Nature of Service to be Procured : Interim inspection and general maintenance for Miyagi Prefectural fisheries patrol boat "Umitaka" for fiscal year 2023

2 Quantity of Service to be Procured : One set

3 Contract Period : From day of contract settlement to November 10, 2023 (Fri.)

4 Deadline and Place for Bid Submission : September 15, 2023 (Fri.), 5 : 00 p.m. Fisheries Coordination Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : September 20, 2023 (Wed.), 10 : 00 a.m. Fisheries and Forestry Department Meeting Room

6 Contact Information : Fisheries Coordination Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN

Tel.: 022-211-2932

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年八月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市愛島台三丁目百一番十一の一部（第三工区）
名取市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年八月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
富谷市富谷仏所二百二十六番地二
浅井 雅治
富谷市富谷仏所二百二十六番地二
浅井 清佳